


様式第30号（第51条第2項関係）

第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称及び代表者氏名）
様

野田市消防長 
（危険物関係の場合には、野田市長）

保 管 費 用 納 付 命 令 書

年 月 日付で、返還した物件の保管に要した費用は次のとおりです
ので、年 月 日までに、へ納付するよう消防法第3条第2
項・第5条の3第3項の規定に基づき、命令します。

なお、指定された期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収します。

金 円

費 目 別	金 額	内 訳

教示

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。